

# 低圧電気取扱業務特別教育のご案内

公益社団法人福井県労働基準協会福井支部

☎0776-54-3323

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項の規定により、低圧（直流にあつては750V以下、交流にあつては600V以下をいう。）の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は充電部分が露出している開閉器の操作の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に労働安全規則第36条第4号に基づく「低圧充電電路等取扱業務」の特別教育を実施しなければなりません。

当支部では、事業者に代わりまして、下記のとおり、学科のみの特別教育講習を実施しますので是非、この機会に関係労働者の方について受講されたくご案内します。

日時	令和8年6月11日（木） 8：30～17：10			
会場	福井県中小企業産業大学校 福井市下六条町16-15 0776-41-3775			
科目 (学科)	低圧の電気に関する基礎知識／低圧の電気設備に関する基礎知識／低圧用の安全作業用具に関する基礎知識／低圧活線作業及び活線近接作業の方法／関係法令 ※実技教育は、事業場において、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法については7時間以上、開閉器の操作業務のみを行う者については1時間以上実施してください。 ※電気工事士等の資格を有している者でも、この特別教育を受けなければなりません。 ※また、安衛則の改正により、特別教育の対象業務となった「電気自動車等の整備の業務」については、令和元年10月1日以降の「低圧電気取り扱い業務」の特別教育から除かれていますのでご留意下さい。			
定員	70名（定員になり次第募集を締め切ります） 募集状況はHP上で確認できます			
受講料	会員は、受講代より税込2,000円割引しています			
	区分	受講料（内消費税10%）	送料代（内消費税10%）	合計（内消費税10%）
	会員	10,100( 918)	770 (70)	10,870 ( 988)
	一般	12,100(1,100)	770 (70)	12,870 (1,170)
登録番号	【適格請求書発行事業者名：公益社団法人福井県労働基準協会 登録番号 T5-2100-0500-0036】			
受講手続き	①裏面の受講申込書でお申込みください。（FAX、窓口） ②受付後、当支部から受講番号を記入した受講票と請求書(インボイス表示)を郵送しますので講習開始2週間前までに受講料を指定口座にお振り込みください。 (振込手数料は振込者負担)（窓口現金でも可能）			
	振込口座	福井銀行 福井中央支店 普通預金 1024211		
	口座名義	シャ) フクイケンロウドウキジュンキョウカイフクイシブ 公益社団法人福井県労働基準協会福井支部		
	住所 (連絡先)	〒910-0829 福井市林藤島町20-1-3 福井県立福井産業技術専門学院内 TEL 0776-54-3323 FAX 0776-54-3325		
留意事項	① キャンセルの場合、原則として受講料は返金いたしません。但し、講習開始5営業日前までに連絡をいただいた場合に限り、振込手数料を差引いて返金いたします。やむをえず受講できない場合は前日迄に連絡いただき、他の人がかわって受講されても差し支えありません。 ② 令和3年4月1日から労働安全衛生法の免許様式が変わりました。氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称名を併記できるようになります。ご希望の方は、戸籍抄本、住民票など確認ができる書類の添付が必要になります。			

修了証の統合について：当協会で交付した複数の修了証を1枚に統合します。

(公社)福井県労働基準協会にて受講された特別教育講習のみ。詳しくは、受講申込書に記載してあります。

